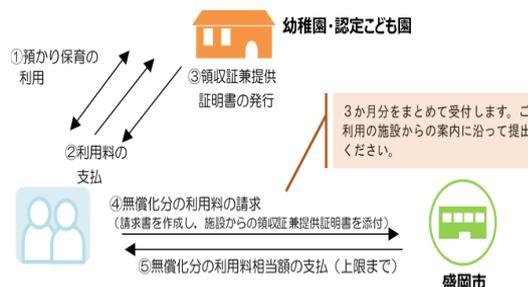


【償還払い】預かり保育料の請求手続きについて

このお知らせは、盛岡市から新2・3号認定を受けている方へご案内しているものです。

幼児教育・保育の無償化に伴い、お子様が施設等利用給付認定(新2・3号認定)を受けて、幼稚園・認定こども園で預かり保育を利用された際の利用料が、市からの給付(無償化)の対象となります。
無償化の給付を受けるためには、市への請求手続きが必要です。



3か月分をまとめて受付します。ご利用の施設からの案内に沿って提出ください。

1 お手元に用意いただくもの

- ① 施設等利用費請求書(預かり保育用)
- ② 認可外保育施設等利用料の請求額計算シート
- ③ 領収証兼特定子ども・子育て支援の提供に係る提供証明書(請求する月数分)→
(市外の施設では、領収証と提供証明書が別々になっていることがありますが、そのままお使いいただけます。)



2 認定期間の確認

- ・お手元の認定通知書の認定期間を確認してください。
- ・盛岡市からの新2・3号の認定期間外の利用分については、請求対象外となります。

3 施設等利用費請求書の作成

- ① 施設等利用費請求書
- ② 認可外保育施設等利用料の請求額計算シート の2点を作成してください。

4 施設等利用費請求書の提出

- ・次のとおり、請求書類(①~③)を提出してください。
- ◆ 令和8年3月で卒園される方 令和8年5月1日(金)までに、市子育てあんしん課へ郵送又は持参により提出してください。(ご利用の施設から特に案内がある場合は案内に沿ってください。)
- ◆ 令和8年4月以降も引き続き在園される方 ご利用の施設から示される期限までに、施設へ提出してください。施設の提出期限を過ぎた場合は、郵送又は持参により市子育てあんしん課へ直接提出してください。この場合の提出期限は令和8年5月8日(金)です。

5 請求内容の審査

- ・請求書をお預かりしたのち、市で内容の確認を行います。
- ・請求内容に認定期間外の利用が含まれていた場合や、請求額の計算に誤りがあった場合など、修正が必要な場合は、保護者の皆様へ連絡し、修正(又は請求書の再作成)を依頼します。

6 給付金の振込

- ・請求から振込までに1カ月から2カ月程度の時間を要しますので、ご了承ください。

7 問い合わせ先

盛岡市子ども未来部子育てあんしん課 保育サービス推進係
〒020-0884 盛岡市神明町3-29 盛岡市保健所1階電話:019-626-7553(直通)

様式、記載例やよくある質問などはこちら
(市公式ホームページ)

